

厚生労働省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

1 通知された案の内容

(1) 対象者

- ① 国立健康・栄養研究所 理事（平成 16 年 7 月 31 日退職）
- ② 労働政策研究・研修機構 理事（平成 16 年 8 月 31 日退職）

(2) 業績勘案率（案）

両者とも 1. 0

2 業績勘案率の決定方法

(1) 国立健康・栄養研究所

- ① 当該理事については、当初 1. 41 の業績勘案率で当委員会に通知があったものであるが、機械的に算出等しているため、厚生労働省独立行政法人評価委員会に再検討を要請（16 年 10 月 29 日）。
- ② 厚生労働省独立行政法人評価委員会は、当委員会の意見を受けて当分科会の方針（16 年 7 月 23 日決定）に沿った業績勘案率の決定方法に改定（16 年 12 月 1 日）。
- ③ 改定された決定方法により、年度評価結果と退職する役員が法人に与えた業績の程度に応じて付加する部分を勘案した上で、厚生労働省独立行政法人評価委員会の調査研究部会において検討・審議し、業績勘案率案を当委員会に再通知。

(2) 労働政策研究・研修機構

上記(1)②の改定された決定方法により、厚生労働省独立行政法人評価委員会の労働部会において当該独法の業績等を検討・審議し、業績勘案率案を当委員会に通知。

改定された決定方法の主な内容は、次のとおり

当委員会の意見	改定された決定方法
① 年度評価の個別評価項目ごとに評価点数を機械的に計算して業績勘案率を定めることとしており、当該法人の過去の通常の業績と比較することなく認定する仕組みとなっていること。	1-⑥ その他、業績勘案率を算定する上で考慮すべき特段の事由があると認められる場合には、当該事由を考慮して、業績勘案率の算定に当たって、上記①～⑤の方法により算出された数値に反映させることができることとする。
② 退職時点で業務実績評価が行われていない場合に、機械的に直近年度の業績勘案率を用いるとしており、当該期間の法人等の業績を客観的かつ具体的な根拠によって認定する仕組みとなっていないこと。	1-② 未だ評価が行われていない期間に係る業績勘案率については、当該年度の退職時点までの実績と前年度の評価結果等を比較考慮の上、その他の事由を総合的に勘案することにより、適切に算定することとする。
③ 経営努力（目的積立金の有無）の考慮を業績勘案率が 1. 5 を超える場合に限定していること。	1-④ 1. 0 を超える業績勘案率を決定する場合は、当該退職役員の在職期間における目的積立金の状況等に照らして適切であるかを考慮することとする。
④ 理事長、理事、監事等の個々の役員の職責に応じた形で算定する仕組みとなっていないこと。	1-⑤ 退職役員の職責に係る特段の事項（以下「職責事項」という。）については、当該法人からの申請又は部会委員からの申出があった場合に限り、当該職責事項が法人の業績に与えた影響の程度及び部会委員の意見等を考慮し、0. 5 を上限として増減できることとする。

3 当委員会の意見案

意見なし

(案1)

政 委 第 〇 〇 号

平 成 17 年 5 月 〇 日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

委員 長 黒 川 清 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 丹 羽 宇 一 郎

「厚生労働省所管の独立行政法人の役員の退職に係る
業績勘案率 (案) について」について (意見)

「厚生労働省所管の独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率 (案) について」(平成17年3月14日付け独評発第0314001号)をもって貴委員会から通知のありました業績勘案率については、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」(平成16年7月23日)に沿っているものであり、特に意見はありません。

(案2)

政 委 第 〇 〇 号

平 成 17 年 5 月 〇 日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

委員 長 黒 川 清 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 丹 羽 宇一郎

「厚生労働省所管の独立行政法人の役員の退職に係る
業績勘案率（案）について」について（意見）

「厚生労働省所管の独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率（案）
について」（平成17年3月15日付け独評発第0315001号）をもって貴委員
会から通知のありました業績勘案率については、「役員退職金に係る業績勘
案率に関する方針」（平成16年7月23日）に沿っているものであり、特に
意見はありません。

厚生労働省評価委員会の業績勘案率の決定方法の変更について

役員退職金に係る業績勘案率に関する方針 (独法評価分科会 H16. 7. 23)	厚生労働省の決定方法 (当初 H16. 3. 30)	左に対する当委員会意見 (H16. 9. 17)	厚生労働省の見直し後の決定方法 (改定 H16. 12. 1)
2-① 退職役員の在職期間に係る法人等の業績が、当該法人の過去の通常の業績とは明確に差があること及びその差を、客観的、具体的かつ明確に説明できるものとなっていること。	法人の各年度の個別評価項目ごとのS～D評価を下表により点数化し、平均したものを(小数点第3位を四捨五入したもの)を各年度の業績勘案率(以下「年度業績勘案率」という。)とする。	① 年度評価の個別評価項目ごとに評価点数を機械的に計算して業績勘案率を定めることとしており、当該法人の過去の通常の業績と比較することなく認定する仕組みとなっていること。	1-⑥ その他、業績勘案率を算定する上で考慮すべき特段の事由があると認められる場合には、当該事由を考慮して、業績勘案率の算定に当たって、上記①～⑤の方法により算出された数値に反映させることができることとする。
2-② 業績勘案率算定時に在職期間に係る年度評価結果が確定していない場合、当該期間の法人等の業績を客観的・具体的根拠によって認定していること。	退職時点において未だ評価が行われていない期間に係る年度業績勘案率については、直近年度の年度業績勘案率を用いることとする。(法人設立直後で業務実績評価結果が存在しない場合は、年度業績勘案率を1.0とする。)	② 退職時点で業務実績評価が行われていない場合に、機械的に直近年度の業績勘案率を用いるとしており、当該期間の法人等の業績を客観的かつ具体的な根拠によって認定する仕組みとなっていないこと。	1-② 下記2の②又は③の決定に係る時点において、未だ評価が行われていない期間に係る年度業績勘案率については、当該年度の退職時点までの実績と前年度の評価結果等を比較考量の上、その他の事由を総合的に勘案することにより、適切に算定することとする。 (法人設立直後で業務実績評価結果が存在しない場合については、当該退職役員の在職期間における法人の業績を勘案した上、適切に算定することとする。)
2-③ 業績勘案率算定に当たっての法人の個々の評価結果のウエイト付けが適切であること。	(該当規定なし)		1-⑥ (上記に同じ)
2-④ 在職時に受けた役員報酬に対する法人等の業績等の反映状況と整合的であること。	(該当規定なし)		1-⑥ (上記に同じ)
2-⑤ 退職役員の個人的な業績を考慮する場合、 ・ 考慮の程度が付随的なものとなっており、法人等の業績に比べて重視しすぎていないこと。 ・ 過去の役員の通常の業績とは差があったことを客観的・具体的根拠によって認定していること。 ・ 個人的な業績を考慮して業績勘案率を変動させる幅について、過去の役員の通常の業績との差に対応した明確な基準が定められていること。また、客観的・具体的根拠によってその幅を決定していること。 ・ 役員任期中における、法人役員としての固有の業務に関する個人的な業績であること。	(該当規定なし)		1-⑥ (上記に同じ)

役員退職金に係る業績 勘案率に関する方針 (独法評価分科会 H16. 7. 23)	厚生労働省 の決定方法 (当初 H16. 3. 30)	左に対する 当委員会意見 (H16. 9. 17)	厚生労働省の見直し後 の決定方法 (改定 H16. 12. 1)
2-⑥ 法人等の特筆すべき活動等の要素を業績勘案率の算定に当たって考慮すべき特段の事情があるとされている場合、当該要素を考慮することが妥当であること。	(該当規定なし)		1-⑥ (前記に同じ)
2-⑦ 退職役員の在職期間における目的積立金の額に照らして適切な水準であること。	1. 5 を超える高い業績勘案率を決定する場合は、経営努力が客観的に明確となるよう、原則として在任中のいずれかの年度に目的積立金(独立行政法人通則法第 44 条第 3 項により剰余金の使途に充て得る積立金)が積み立てられたことを条件とし、当該条件を満たしていないときは業績勘案率を 1. 5 とする。	③ 経営努力(目的積立金の有無)の考慮を業績勘案率が 1. 5 を超える場合に限定していること。	1-④ 1. 0 を超える業績勘案率を決定する場合は、当該退職役員の在職期間における目的積立金の状況等に照らして適切であるかを考慮することとする。
2-⑧ 理事長、理事、監事等の個々の職責に応じた形で算定されていること。	(該当規定なし)	④ 理事長、理事、監事等の個々の役員の職責に応じた形で算定する仕組みとなっていないこと。	1-⑤ 退職役員の職責に係る特段の事項(以下「職責事項」という。)については、当該法人からの申請又は部会委員からの申出があった場合に限り、当該職責事項が法人の業績に与えた影響の程度及び部会委員の意見等を考慮し、上記①～④の方法により算出された数値に 0. 5 を上限として増減できることとする。
2-⑨ 各府省独立行政法人評価委員会において、客観的資料を基に、十分な体制、時間をもって審議されていること。業績勘案率は、結果として、業績に応じて弾力的なものであること。また、決定された業績勘案率及びその理由が公表されること。	政策評価官室は、上記の算定方法に従って、業績勘案率を算定し、部会長の了承を得た上で、評価委員会名で総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。		2-② 評価委員会は、①の依頼を受け取ったときは、各部会において業績勘案率についての審議及び決定を行うものとする。 2-③ 上記の方法により算定された業績勘案率について、上記 1 の②の表 2 の X～Z の分類を適用させた場合に当該分類の結果が X 又は Z に該当せず、かつ、1 の⑤の職責事項に係る申請及び申出がそれぞれ法人及び部会委員からなされない場合に限り、上記②の規定にかかわらず、あらかじめ部会委員の意見を踏まえた上で、部会長において業績勘案率を決定できるものとする。 なお、この場合において、部会長は、直後に開催される部会において、当該業績勘案率の決定についての報告を行う。